

伊勢市告示第 10 号

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日以降に到来するものについては、その期限を延長します。

令和 6 年 1 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 期限を延長する地域

富山県及び石川県

2 延長後の期限

別途告示で定める期日

3 期限を延長する理由

令和 6 年能登半島地震により被災した可能性があるため。